

第2回（令和2年11月11日）の主な意見

検討事項 1

無形文化財及び無形の民俗文化財に関して、現時点では指定に至らないものの、国による保護措置の必要性が高く、存続が危ぶまれる無形文化財等の保存及び活用の在り方について。

＜ヒアリング内容＞

- ・無形文化財・無形の民俗文化財には、記録選択の制度があり、保存・活用に関しても一定の役割を果たしている。登録制度を創設する場合、既存制度との整理が必要。こうした整理ができるという前提条件を満たせば、保護の手法は多くあった方が支援しやすいことから、登録制度は必要と考える。
- ・無形文化財・無形の民俗文化財に登録の対象について、既存の有形の登録制度と同様に、地方指定されたもの以外のものとするのか、この点整理が必要。
- ・登録制度の導入については、登録された場合の保護・支援とセットで検討する必要。

＜委員の意見＞

- ・登録制度の創設に当たっては、指定や記録選択といった既存制度との整理が必要。
- ・既存の美術工芸品の登録制度については、メリットが薄いため十分に機能していないのではないか。新しく無形で登録制度を創設するのであれば、十分な支援措置を講ずる必要がある。
- ・そもそも、誰が何のために無形文化財・無形の民俗文化財に登録制度を創設することを望んでいるのか検討する必要。

検討事項 2

今後新たに文化財として指定・登録される可能性があるものの、現時点では価値付けが定まっていない分野や、歴史が浅く学術的な蓄積のまだ十分でない文化財の保存及び活用の推進について。

（全般）

＜ヒアリング内容＞

- ・芸能と工芸技術以外の分野において国が無形文化財としての価値判断をしていくためには、学問的な裏付け、十分な調査研究、客観的な評価システムが必要。
- ・有形の登録制度は、比較的新しいものを重点的に対象とする運用を行っているが、

長い歴史を持つ生活文化を登録制度で取り扱っていく場合には、運用上の工夫が必要。

- ・生活文化は、文化芸術基本法にもきちんと規定されるため、文化財保護法の対象とされるべき。

<委員の意見>

- ・新しい分野を文化財保護法の対象に取り入れるに当たっては、当該分野における学術的な調査研究が進んでいることが必要。
- ・生活文化については、無形文化財と無形の民俗文化財のどちらかで捉えるかという課題があるが、教授活動等を通じて継承されるものと、生活の中での慣習として継承されるもので概念整理できるのではないか。また、全国的な広がりがあるものと、地域性が強いものということも視点になる。
- ・時代とともに様式を変えてきているものを生活文化と捉えて支援していくことはできるのではないか。
- ・新しい分野で登録制度を創設することは、ある程度説得力がある。
- ・茶の湯や書道といった分野を無形文化財として登録する場合、流儀が多岐に渡っていること等の理由により流儀間に優劣をつけることは困難であることから、保持者の認定の基準を定められないのではないか。
- ・予算の裏付けがあれば、茶道、書道等の生活文化の分野においても重要無形文化財を指定する際の保持者の認定を行うことは可能かどうか検討する余地があろう。

(書道)

- ・平成 30 年の調査の結果、今日の書道が伝統的な書法を背景とする日本の国民に根差した文化であることが明確に理解された。一方、パソコン等の普及によって手書きの機会が減少し、書道人口も減少傾向にあることも示され、書道を文化として継承していくため、文化財保護法上に位置付けられることが望ましい。

(茶道)

<ヒアリング内容>

- ・有形の茶道具や茶室が国宝・重要有形文化財に指定されていることから、無形の茶の湯自体も指定されるべき。その際、有形・無形の所産を含めた総合的な認定という考え方を適用してはどうか。他方、後継者不足などを背景に、国による支援は必要であり、登録制度ができることには意味がある。
- ・茶の湯については、25 年前に立ち上げた茶の湯文化学会で研究が積み重ねられてお

り、学術研究の蓄積もある。

- ・裏千家の前家元である千玄室氏は文化勲章を受章しており、流儀の違いを超えて誰から見ても遜色のない存在。こうした人物を重要無形文化財の保持者として認定することは困難ではない。

<委員の意見>

- ・茶の湯が重要無形文化財として指定されていない理由は、流儀が数多くあり、それらに優劣をつけられないため、茶の湯のわざを高度に体現・体得している者を客観的に認定できないからではないか。

(食文化)

<ヒアリング内容>

- ・食文化の保存・活用については、地域独自の取組として活発に行われている。一方で、高齢化による担い手不足などの課題がある。このため、地域の担い手が自主的に行う継承の取組について、国によるサポートがあると望ましい。
- ・国が文化財として価値付けることで、地域の人々の意識を変え、地域の食文化の保存・活用の促進につながる。
- ・日本の食文化は多様であり、無形文化財と無形の民俗文化財のどちらに馴染むものか一様に決めることは困難。個別の事案ごとに判断されるべき。

<委員の意見>

- ・食文化については、地域の特徴を反映したものであるため、民俗文化財として取り扱うことが望ましいものがある。
- ・地域の郷土料理を無形の民俗文化財として価値つけていくことは、来るべきインバウンド需要を迎えるに当たって極めて有効。フランスの「美しい村構想」に比較しても遜色ない展開が期待できるのではないか。

(落語)

<ヒアリング内容>

- ・落語をはじめ寄席で行われる演芸がなくならないように保護が必要。演芸には、落語以外にも多様な芸があり、現在の人気を博する芸能の基になっている。

<委員の意見>

- ・古典落語や講談だけでなく、演芸についても、学術的な裏付けがあれば、無形文化財として価値付けが行われるべきではないか。

(現代アート)

<ヒアリング内容>

- ・現代アートのコレクターの中心が海外になっており、中心的な作品も海外流出している。相続税の猶予等税制上の支援、更には公的な鑑定機関が必要である。

<委員の意見>

- ・現代アートは、生活文化とするのは無理があるのではないか。文化財の類型としては、美術工芸品に当たるのではないかと。
- ・制作後 50 年という美術工芸品の登録基準の見直しの検討が必要。学術的に調査研究がなされ、系統的もしくは網羅的に収集されていると認められる現代美術品を文化財として登録できるようにする必要があるのではないかと。

検討事項3

地域における文化財の保存及び活用をより一層促進するため、文化財保存活用地域計画の策定の推進や、地域の自主的な登録制度の在り方について。

<ヒアリング内容>

- ・無形の民俗文化財については、地域の実情に応じた支援を行う観点から、地方での登録は有用。登録制度を導入する地方公共団体が増える取組は歓迎する。他方、その場合、国の登録制度との役割分担の整理が必要。
- ・地域における文化財の保存・活用には、地方自治体の登録制度だけでなく、様々な支援策を含めた総合的な検討が必要。無形の民俗文化財は、人に付随する文化財であり、人と地域社会をどう保護していくのかという視点が必要。

<委員の意見>

- ・制度の充実と併せて、その制度を定着させていくためには、学芸員の体制など、行政の仕組みの充実も重要。

以 上